

目 次

告 示	1
応招議員・不応招議員	1

第1号 (7月24日)

本日の会議に付した事件	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	3
開 会	4
諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員 の指名	4
議案上程・提案理由説明・討論・採決(議案第47号)	4
議案上程・提案理由説明・討論・採決(議案第48号)	7
閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件	10
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	10
閉 会	10

川南町告示第90号

平成25年第4回(7月)川南町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成25年7月19日

川南町長 日高昭彦

- 1 期日 平成25年7月24日
- 2 場所 川南町議会議事堂

○ 応招議員(12名)

1番	中津克司君	2番	河野幸夫君
3番	濱本義則君	4番	川上昇君
5番	林光政君	6番	川越忠明君
7番	内藤逸子君	8番	児玉助壽君
9番	米山知子君	10番	税田榮君
12番	徳弘美津子君	13番	竹本修君

○ 不応招議員(1名)

11番 山下壽君

平成25年第4回(7月)川南町議会臨時会会議録

平成25年7月24日 (水曜日)

本日の会議に付した事件

平成25年7月24日 午前9時00分開会

- 日程第1 諸般の報告について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 会議録署名議員の指名について(内藤 逸子 ・児玉 助壽)
- 日程第4 議案第47号 財産(土地)の処分について
- 日程第5 議案第48号 平成25年度川南町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第6 閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について
- 日程第7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

出席議員(12名)

1番 中津 克司 君	2番 河野 幸夫 君
3番 濱本 義則 君	4番 川上 昇 君
5番 林 光政 君	6番 川越 忠明 君
7番 内藤 逸子 君	8番 児玉 助壽 君
9番 米山 知子 君	10番 税田 榮 君
12番 徳弘 美津子 君	13番 竹本 修 君

欠席議員(1名)

11番 山下 壽 君

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉田 喜久吉 君 書記 山本 博 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日高 昭彦 君	副町長	山村 晴雄 君
教育長	木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長	篠原 浩 君
総務課長	諸橋 司 君	総合政策課長	永友 尚登 君
農林水産課長	押川 義光 君	農村整備課長	新倉 好雄 君
建設課長	村井 俊文 君	上下水道課長	大山 幸男 君
農業委員会 事務局長	杉尾 英敏 君	教育総務課長	米田 政彦 君
生涯学習課長	橋本 正夫 君	税務課長	永友好典 君
町民課長	黒木 秀一 君	環境対策課長	三角 博志 君
健康福祉課長	佐藤 弘 君	代表監査委員	中村 守 君

午前9時00分開会

○議長（竹本 修君） おはようございます。

ただ今、山下壽議員から都合により欠席するとの届けがありましたので、ご報告します。

ただ今から、平成25年第4回川南町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

しばらく休憩します。全員、議員控え室に移動願います。

午前9時1分休憩

.....

午前10時25分再開

○議長（竹本 修君） 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第1 「諸般の報告について」を行います。

前回の議会から本日までの主な事柄については、お手元にお配りした別紙のとおりであります。

なお、例月出納検査の結果についての報告は、お手元に配布してあるとおりであります。以上で報告を終わります。

日程第2 「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本、臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日間とすることに決定しました。

日程第3 「会議録署名議員の指名」を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、内藤逸子君及び児玉助壽君を指名します。

日程第4 議案第47号 「財産（土地）の処分について」を議題とします。

朗読は省略します。本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 議案第47号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

議案第47号は、株式会社村里運輸 代表取締役社長 村里愛子氏を相手方とし契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づく、議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

宜しくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（竹本 修君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 村里運輸と川南町と立地協定が結ばれているのかということと、もしその会社が倒産した場合、土地の転売とかは禁じているのかどうかおたずねします。

○総合政策課長（永友 尚登君） 財産の関係は、今回の場合は総務課所管なんですが、

工業団地内ということで関連しまして、総合政策課の方から答弁させていただきます。まず、企業立地協定については結んでおりませんが、前回、平成18年に村里運輸がカネイワ鶏卵の跡地を建物ごと買い取るというか、売買契約を結んだ際にこちらの方から村里運輸に地元の理解をもらうこととかいろいろな条件を付しまして、そういった内容で向こうに伝えているようです。転売については、契約の解除という項がありまして、売買契約書の中にありまして、この土地の買戻しという項があります。第10条ですね。用途指定に供した日から向こう10年間、用途指定の変更又は転売等してはならないということが第9条にうたってあるのですが、これで契約を解除した場合は、売り払った金額で全部の土地を買い戻すものとするとか、そういった条件が売買契約の中でうたってありますので、そういったことに基づいて手続きをすると御理解頂きたいと思います。以上です。

○議員（内藤 逸子君） 土地転がしと言うことはないと思いますけど、そういう事があってはならないため、あえて質問しました。そのような事がないようにお願いします。

○議長（竹本 修君） 他にございませんか。

○議員（児玉 助壽君） 議案第47号 「財産（土地）の処分について」であります。今日、今初めて提案されたわけでありましたが、うちの議会は何を考えたとか知らんけど、提案されとらんもんについて現地調査をしたということでありまして、自分が行つたらんかいこれが提案されたら現地調査を議会に要求するものであります。これは、48号を見るとですね、不動産売払い収入2,368万4,000円、過誤納還付金759万1,000円を払うことになっておりますが、これは、売れんかったらどんげすつとですか。自転車操業みたいなことをうちの役場はやっていくわけですか。自転車操業みたいななにやが。

○議長（竹本 修君） 児玉議員、予算に関係すると別な議案ですからその分だけお願いします。

○議員（児玉 助壽君） 議長、予算関係じゃね。これは関係があるやねえね。この金で過誤納金を払うとやろ。何をとんちんかんな事をいいよつとね。違うと。

○議長（竹本 修君） 還付金等につきましては、今の議案の中身と違いますので・・・。

○議員（児玉 助壽君） それは、わかちよるわ。分かって言いよつとやがね。これに書いちゃうがね。提案理由に、48号に。土地の処分についての議案が議会の議決後にこれをあてるち書いてあるがね。あんた何年議会におつてわかるとね。笑わるるよ、あんた。何を言いよるとね。じゃかい、わけの分からん事前審査をさせよるがよ。提案理由のないものを、現地調査させよるが、48号にちゃんと書いちゃうがね。関連ある議案じゃがねこれは。

○議長（竹本 修君） 暫時休憩します。

午前10時35分 休憩

.....
午前10時36分 再開

○議長（竹本 修君） 会議を続行します。児玉議員、いまは議案第47号の質疑です。それに関する事だけに質問をお願いします。

○議員（児玉 助壽君） あー。何を言いよると議長。それは、執行部の意見ね、あんたの意見ね。

○議長（竹本 修君） 47号と48号につきましては、47号が議決された上での話でございます。ですから議案の47号について質疑をお願いします。

○議員（児玉 助壽君） 関連しちよるかい聞きよるとやがね。

えー、そうね。それは、執行部の意見であってよ、議会はね議長、総体的に議案ちゅうもんは審査せないかんとやがね。一つじゃねえはずじゃこれは。関連した議案になつちよるはずじゃ、ちがう。

（今の質疑は、・・・）と発言する者あり。

あんた、そんげなこついいよったら何も質問できんよ。ちゃんと関連しとるか聞きよるとやがね。

○議員（児玉 助壽君） 現地調査にも行かんかったからわからんけんどんよ。これは、前々から総合政策課から勉強会でここに売却する話があったかい、別に質問する必要はないけんどんよ。これみると、これは専決処分でええようなこつちやが。臨時議会なんどせんどん。そののが、後ろがスムーズにいくと思うっちゃけんど。でん、ちゃんと提案して現地調査せんよ。議運の委員長が提案者みたいな説明したが、議会運営委員会の中で、これは執行部かい説明があったはずじゃが。したでしよ、総合政策課長、議運の中で。この次の議案も一緒に。執行部より詳しかったよ。議運の委員長の方が。ちゅうことはよ、議運がよ。これは、議案を審査する場ではないがね。何か近頃は勘違いしとるごつあるがよ。今日も全協で言うたっちゃけんどんよ。いつ執行部になったと。

○議長（竹本 修君） 児玉議員、議案質疑でおねがいします。

○議員（児玉 助壽君） わかっとるわ、二元制が著しく損なわれとる、この議案は、何で現地調査に行かないかんと。提案もされとらんどん。答えて、提案されとらんもんを現地調査する必要性を。

○議長（竹本 修君） 暫時休憩します

午前10時40分 休憩

.....

午前10時41分 再開

○議長（竹本 修君） ただ今児玉議員の方から質疑等の中におきましての事項につきましては、また全員協議会の中でさせていただきたいと思ひます。

○議員（児玉 助壽君） 専決処分すればいいようなもんを臨時議会開いてしたちゅうことはよ、慎重に審査するために臨時議会を招集したちゅうことでしょうかね、そしたら、臨時議会だったら全員協議会で事前審議ができるようなこといいよったけどよ、臨時議会も

本会議も一緒ですよ、ただ臨時議会と名はついとるけど、本会議なっちゃかい、本会議どおりせならんのが原則じゃがね、執行部、どう思う町長。

○議長（竹本 修君） 児玉議員の質疑に対しまして、ただ今の中身といいますか、議案第47号についての質疑ではございませんので、また改めてその点については全員協議の場所で勉強させていただきたいと思えます。他に質疑はございませんか。

○議員（濱本 義則君） 議案第47号の財産の処分についてでございますが、この土地を売却するにあたっての、村里運輸が購入後の使用目的等々の確認があったのかをお伺いしたいのと、それからもう一点は、これを売却した後の工業団地の空き地といいますか、それがまだどのくらい残っているのかわかたら教えて頂きたい。

○総合政策課長（永友 尚登君） ただ今の濱本議員の御質疑ですが、使用目的があったのかということですが、当然村里運輸の方から今回の宮崎営業所第2倉庫建設計画書ということでこちらの方に7月に出していただいております、事業内容、建設予定地、事業計画等ですね、それぞれ出していただいております。それから、売却した後の工業団地の跡地なんですけど、昨年度、宮崎瓦斯の方に貸し付けた後に一か所、0.4ヘクタールぐらいのわずかな三角地がございまして、ただアクセスというか、非常に狭くてなかなか売れると言ったらおかしいんですが、展開ができるような土地ではございませんが、一か所これを、村里運輸今回成立しましたら、そこが一か所残るような状況でございます。以上です。

○議長（竹本 修君） ほかに質疑はありませんか。これで質疑を終ります。

これから、議案第47号 「財産（土地）の処分について」 討論を行います。

討論はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 議案代47号 財産（土地）の処分について、反対の立場で討論します。その理由について、議会と執行部という関係の二元制を著しく損ない、議会の権威を著しく損なっており、本議案に反対するものでございます。以上で討論を終ります

○議長（竹本 修君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

これで討論を終ります。

これから議案第47号について、採決します。この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

起立多数であります。したがって、議案第47号 「財産（土地）の処分について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第48号 「平成25年度川南町一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

朗読は省略します。本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 議案第48号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。議案第48号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,368万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ67億3,794万8,000円とするものでございます。

それでは、第1表の歳入ですが、議案第47号「財産（土地）の処分について」の議案が議会の議決の後に歳入としまして不動産売却収入2,368万4,000円を計上するものでございます。

次に歳出について、御説明申し上げます。

総務費は、2,368万4,000円円の増額で財政調整基金積立金1,609万3,000円、過誤納還付金759万1,000円を計上するものでございます。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（竹本 修君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 今議決されたかい、この言ってた意味はなくなるかいよ。このときにその質問をしとれば意味があった訳じゃがね。議長。なんであの時47号で質疑したかということが、今わかったろがね。あんたが質問を止めたけど、決まった後にあの質問しても意味がないっちゃがね。物事を相対的に見らんかいそんげなこつばかり言いようるけど、過誤納還付金を確定したのはいつですか。

○税務課長（永友 好典君） 児玉議員の質問にお答えいたします。過誤納金確定ということでございますが、今回の還付金につきましては、児湯食鳥分でございます。児湯食鳥の事業年度は4月1日に始まり、3月31日の決算ということで、その2か月後に確定するわけですけども、町にその確定申告分の通知が来たのが6月28日でございますので、その日が確定の日になるかと思えます。以上です。

○議員（児玉 助壽君） 6月28日といえば、臨時議会に持ってこられるのは当然じゃとは思っけんども、4月1日に確定ちよるっちゃかいよ、さっきも言ったごつ、この財政調整基金で積立金ですれば6月の議会で本会議で終わっててもいいと思うっちゃけんども、なんで臨時議会をしょっちゅう開くとか知らんけんどもよ、さっき言ったごつ、最初からそれを当てて2,368万を当てて最初からこの過誤納還付金を対応するちゅうのはおかしい話じゃがよ。最初からこれを当ててしとった訳ではないと思うっちゃが、財政調整基金積立金で対応できたと思うんだが、なんでこういう自転車操業みたいなのをうちの町は、こういう事をせんと財政的に厳しいことはわかちよるちゃけんども、じゃけんども、そんげ厳しいちやったら、町内の業者が仕事をとっていいとに町外の業者ばかりとって町内に金が落ちないような危機感のないようなことをしてるとやが、こういうのはおかしいと思うよ、こんな自転車操業するような状況じゃったら、もうちと町内に金を落とすような分別せにやいかんとやねえね。

○議長（竹本 修君） 暫時休憩します。

午前10時55分 休憩

.....
午前10時55分 再開

○議長（竹本 修君） 休憩前に引き続き会議を続行します。児玉議員、再度取りまとめて質問をお願いします。内容がちょっと把握できなかったということで、もう一回だけお

願います。

○議員（児玉 助壽君） 過誤納還付金、この759万1,000円をよ、最初から不動産売り払い収入を当てて、還付金に充てる計画のような感じがするが、そんげ財政的に困ってるとかということを知りよつとよ。

○総務課長（諸橋 司君） ただ今の児玉議員の質問にお答えいたします。議案の47号の財産、土地の処分についての議案がたまたま、歳入を伴う議案でありましたので、それが議決後に48号の方の歳入、関連がありますので、それで計上させていただきました。この47号の議案がなかったら当然児玉議員が言われるように、財政調整基金でも当てるのが当然だったと思います。過誤納還付金につきましては、一般財源でありますので児玉議員に言われる通りと思います。

○議員（児玉 助壽君） 1日でも早くこんげな処置を、日本一の児湯食鳥やけど、川南で誇れる企業やがね、1日でも早く還付金を払ってやるのが食鳥のためにもなるはずじゃが、なんで今頃臨時議会でもってこんならんとね。6月の当初で、4月1日で確定しとればそういう事を考えれば、6月の本会議中でもできたはずじゃが、なんか危機感がねえね。1円でも町に収入をもたらすとか。そういう工夫が全然見えんとやが。そりゃ1日でも早くしてやれば食鳥さんも頑張ってから来年からも税金を払うっちゃがね。

○総務課長（諸橋 司君） ただ今の御質疑なんですけど、先ほど税務課長の答弁にありましたように、この過誤納金が確定したのが6月末でございます。6月の議会にはこの提案はちょっと時間的に間に合っておりません。以上です。

○税務課長（永友 好典君） 児玉議員の質問ですけれども、4月にはわかったんじゃないかという事ではありますが、事業年度が4月1日から3月31日、2か月間の猶予がございまして、本来であるならば5月31日という事なんです。届け出が、児湯食鳥の場合には1か月間の猶予があるということで最終的に町の方に確定申告の用紙が出たのが、6月28日という事がありますので、その時点で確定申告内容的に見まして還付金が生じたという事があります。先ほど総務課長が言われましたように6月28日時点では6月議会はもう終わっておりますのでもう間に合わないということで、そこ辺でご理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（竹本 修君） 他に質疑はございませんか。

○議員（濱本 義則君） 1点お伺いいたします。この還付金につきましては、おそらく金利がついていると思いますが、先だつての条例でこの金利が変更になりましたよね。この分はどちらの金利が該当になっているんですかね。

○税務課長（永友 好典君） 濱本議員の質問にお答えいたします。今回の利率につきましては従来どおりでございます。6月議会で提案いたしました利率の改正につきましては平成27年1月1日以降でございますので、今回の場合は平成24年度分でございますので、現行の利率で計算しております。以上です。

他に質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

これから、議案第48号 「平成25年度川南町一般会計補正予算（第3号）について」 討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第48号について、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご意義ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第48号 「平成25年度川南町一般会計補正予算（第3号）について」 は、原案のとおり可決されました。

日程第6 「閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について」 を議題とします。本件につきましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。

日程第7 「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」 を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。これで、平成25年第4回川南町議会臨時会を閉会します。

おつかれさまでした。

午前11時03分 閉会
